

中国独占禁止法と知的財産権

遠 藤 誠*

抄 録 本稿では、中国の独禁法及び関連するガイドライン等に基づき、知的財産権について問題となる独禁法上の諸論点についての判断基準等を紹介するとともに、市場支配的地位の濫用（特許ライセンスの拒絶）に係る独占禁止法違反訴訟（寧波市中級人民法院2021年4月23日判決）の内容及び問題点を検討した。近時、中国では、独禁法違反企業に対する摘発が積極的に行われ、独禁法関連の訴訟も少なくないことから、日本企業が中国企業に特許ライセンスをする等、知的財産権に関する取引等を行うにあたっては、中国独禁法について十分に注意する必要がある。

目 次

1. はじめに
2. 知的財産権について中国独禁法上問題となり得る行為
 2. 1 総 説
 2. 2 関連市場の定義
 2. 3 競争の排除・制限に関する分析方法
 2. 4 独占協定
 2. 5 「独占協定」と認定されない場合（セーフハーバー）
 2. 6 市場支配的地位の濫用行為
 2. 7 事業者集中
 2. 8 パテントプール
 2. 9 標 準
3. 市場支配的地位の濫用に係る独占禁止法違反訴訟の事例
 3. 1 序 論
 3. 2 本判決の概要
 3. 3 本判決に対する検討
4. おわりに

1. はじめに

中国¹⁾の「独占禁止法」（中国語では「反壟断法」）が2008年8月1日から施行され、10数年が経過した²⁾。中国政府は、独禁法違反企業

を積極的に摘発しており、独禁法関連の訴訟も少なくない。日本企業又は日系中国企業は、中国でビジネス活動を行うにあたり、中国の独禁法に対して十分な配慮をしなければならない。

ところが、中国の独禁法自体は全57条しかなく、そのほとんどは抽象的な規定にすぎない。独禁法に関連する規則やガイドラインは多く公布されているが、日本語の解説等は少なく、日本では、規則やガイドラインの内容や関係については、正確に理解されているとは言い難い状況である。

また、独禁法は、知的財産権との関連でも重要な問題を含む。例えば、中国企業との間で特許ライセンス契約を締結する場合、中国の独禁法に対して配慮する必要がある。

そこで、本稿では、知的財産権について問題となる独禁法上の諸論点に関する判断基準等を解説するとともに、日本企業が被告となった市場支配的地位の濫用に係る独占禁止法違反訴訟（寧波市中級人民法院2021年4月23日判決）の内容及び問題点を検討することとしたい。

* 弁護士・博士（法学） Makoto ENDO

2. 知的財産権について中国独禁法上問題となり得る行為

2.1 総 説

独禁法55条は、「事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為には、この法律を適用しないが、知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為には、この法律を適用する。」と規定している。この規定だけでは、どのような行為が「知的財産権を濫用し、競争を排除・制限する行為」に該当するのかが不明である。

そこで、この点につき具体的な判断基準を規定するものとして、国家市場監督管理総局³⁾による「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定」(2015年4月7日国家工商行政管理総局制定、2020年10月23日国家市場監督管理総局改正、以下「知財権濫用規定」という)⁴⁾がある。知財権濫用規定は、2015年に、当時の国家工商行政管理総局により制定された部門規則であり、國務院の行政法規に次ぐ法的効力がある。国家工商行政管理総局は2018年3月の國務院機構改革により国家市場監督管理総局に統合されたため、知財権濫用規定も国家市場監督管理総局による規定とするため部門名称の改正のみ行われたが、他の内容は全く変わっていない。

また、独占禁止委員会による「知的財産権分野の独占禁止に関する指南」(2019年1月4日制定、2020年9月18日公布、以下「知財権独禁指南」という)もある。これは、独占禁止委員会による部門規範的文書であり、法的効力は無いものの、事実上の独禁法執行のガイドラインとして位置付けられる。

法的効力の点から見れば、知財権濫用規定が知財権独禁指南に優先するが、知財権独禁指南には知財権濫用規定に定められていない事項が

含まれている。そこで、以下、独禁法、知財権濫用規定及び知財権独禁指南の主な内容を統合して、知的財産権について中国独禁法上問題となり得る行為(とくに、「独占協定」及び「市場支配的地位の濫用」)について、どのような判断基準が採られているか等を紹介する。

2.2 関連市場の定義

知財権濫用規定によると、「関連市場」とは、関連商品市場及び関連地域市場を含み、独占禁止法及び独占禁止委員会による「関連市場の画定に関する指針」により、且つ、知的財産権、イノベーション等の要素の影響を考慮して画定される。知的財産権許諾等に係る独禁法執行業務において、「関連商品市場」は「技術市場」である場合もあり得るし、「特定の知的財産権を含む製品市場」である場合もあり得る。「関連技術市場」とは、知的財産権の行使に係る技術及び相互に代替可能な類似技術間の相互競争により構成される市場をいう(知財権濫用規定3条2項)。関連商品市場の画定だけでは、行為の競争に対する影響を全面的に評価するのが難しい場合、関連技術市場を画定する必要が生じ得る(知財権独禁指南4条1項)。関連技術市場の画定への考慮要素としては、技術の属性、用途、許諾費、技術の互換性、関連知的財産権の期限、その他の代替関係を有する技術に転換する可能性及びコスト等がある(知財権独禁指南4条2項)。関連取引が複数の国・地域に及ぶときは、さらに取引条件による関連地域市場の画定に対する影響も考慮する(知財権独禁指南4条3項)。

2.3 競争の排除・制限に関する分析方法

事業者が知的財産権を濫用することにより競争を排除・制限したか否かを分析するにあたっては、①知的財産権以外の財産的権利と同一の規制基準を採用する、②知的財産権の特徴を考

慮する、③事業者が知的財産権を有することだけで、関連市場で支配的地位を有すると推定しない、④関連行為による効率及びイノベーションに対する積極的影響を考慮する（知財権独禁指南2条）。そして、具体的な分析にあたっては、①行為の特徴及び表現形式についての分析、②関連市場の画定、③行為の市場競争に対する排除・制限の影響についての分析、④行為のイノベーション及び効率に対する積極的影響についての分析を行う（知財権独禁指南3条）。

市場競争に対する排除・制限の影響への分析に関して、知財権独禁指南は、「市場の競争状況を評価する場合」と、「具体的行為について分析する場合」における考慮要素をそれぞれ列挙している。市場の競争状況を評価するにあたっては、主に、業界の特徴及び業界発展の状況、主要な競争者及びその市場シェア、市場の集中度、市場参入の難易度等の6項目の考慮要素が挙げられている。また、具体的行為について分析するにあたっては、事業者間の競争関係、事業者の市場シェア及び市場に対するそのコントロール力等の7項目の考慮要素が挙げられている（知財権独禁指南5条）。

行為が競争に積極的影響を与えていると認定されるためには、①当該行為とイノベーションの促進、効率の向上との間に因果関係があること、②他のイノベーションを促進させ、効率を向上させる行為に比べ、事業者の合理的な商業的選択の範囲内において、当該行為の市場競争に与える排除・制限の影響がより小さいこと、③当該行為が、市場競争を排除し、又は厳しく制限することはないこと、④当該行為が、他の事業者のイノベーションを著しく阻害することはないこと、⑤消費者が、イノベーションの促進、効率の向上により生じた利益を享受できることという5つの条件を全て満たさなければならない（知財権独禁指南6条）。

2. 4 独占協定

知的財産権に係る独占協定は、大きく、共同研究開発、クロスライセンス、排他的グラントバック及び独占的グラントバック、不爭義務条項、標準制定、その他の制限という6種類に分けられる。これらは、知的財産権の実施、コストの軽減を促進するメリットがある一方、市場競争を排除・制限するデメリットもある。知財権独禁指南は、これら6種類の行為の分析にあたっての考慮要素を列挙している（表1）。

2. 5 「独占協定」と認定されない場合（セーフハーバー）

知財権濫用規定は、知的財産権行使の方式を利用する場合も、独禁法13～15条の独占協定に関する規定が適用されることを認めている（4条）。そして、以下の2つのいずれかに該当する場合は、反証が無い限り、独禁法13条及び14条の「独占協定」とは認定されない（セーフハーバー）としている。

①競合関係にある事業者の、その行為の影響を受ける関連市場における市場シェアが合計で20%以下であること、又は関連市場において合理的コストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が少なくとも4つあること。

②事業者と取引相手方との関連市場における市場シェアがいずれも30%以下であること、又は関連市場において合理的コストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が少なくとも2つあること。

2. 6 市場支配的地位の濫用行為

市場支配的地位を有する事業者は、知的財産権行使の過程において、市場支配的地位の濫用による競争の排除、制限をしてはならない（知財権濫用規定6条1項）。知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為を認定するにあたって

表1 知的財産権に係る独占協定の考慮要素

類型	市場競争への影響を判断する際の考慮要素
共同研究開発(知財権独禁指南7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究開発と無関係な分野における研究開発を制限したか ・共同研究開発の完成後の後続の研究開発を制限したか ・共同研究開発と無関係な分野において研究開発された新技術・製品に関する知的財産権の帰属・行使を限定したか
クロスライセンス(知財権独禁指南8条)	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的許諾であるか ・第三者が市場に参入する障壁を構成するか ・川下の市場の競争を排除・制限したか ・関連商品のコストを引き上げたか
排他的・独占的のグラントバック(知財権独禁指南9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンサーがグラントバックについて実質的対価を提供したか ・クロスライセンスにおいて、ライセンサーとライセンシーが排他的・独占的のグラントバックを相互に要求したか ・グラントバックが改良又は新しい成果を単一の事業者集中させ、市場コントロール力を獲得・増強させたか ・グラントバックがライセンシーの改良への積極性に影響を与えたか
不競争義務条項(知財権独禁指南10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ライセンサーが全てのライセンシーに義務を要求したか ・当該知的財産権の許諾が有償であるか ・当該知的財産権が川下市場の参入障壁を構成するおそれがあるか ・当該知的財産権がその他の競合の知的財産権の実施を阻害するか ・当該知的財産権の許諾が排他性を有するか ・ライセンシーが知的財産権の有効性を争議することにより重大な損失を被るおそれがあるか
標準制定(知財権独禁指南11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに、他の特定事業者を排除したか ・正当な理由がないのに、特定事業者の関連方案を排斥したか ・その他の競合標準を実施しないことを約定したか ・標準の中に含まれる知的財産権の行使について、必要で合理的な制約メカニズムがあるか
知的財産権の使用分野の制限、知的財産権を利用して提供される商品の販売・普及のチャネル・範囲・対象・数量の制限、競合技術の使用又は競合商品の提供への制限(知財権独禁指南12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・制限される内容、程度及び実施方式 ・知的財産権を利用し提供される商品の特徴 ・知的財産権の許諾条件との関係 ・複数の制限項目を含むか ・他の事業者の有する知的財産権が代替関係を有する技術に係る場合、他の事業者が同一又は類似の制限を実施しているか

は、通常、「関連市場の画定」→「市場支配的地位の有無」→「濫用行為の成否」というように、3つのステップに従って判断が行われる。

事業者が知的財産権を有することは、その市場支配的地位を認定する要素の一つとなり得るが、事業者が知的財産権を有することだけで、それが関連市場において市場支配的地位を有すると推定することはできない(知財権濫用規定6条2項)。**①**取引相手方が代替関係を有する技術・商品等に転換する可能性・コスト、**②**川

下市場の商品に対する依存度、**③**取引相手方の事業者に対する抑制・均衡を保持する能力等の要素を考慮することができる(知財権独禁指南14条)。

知財権濫用規定は、以下のとおり、市場支配的地位を有する事業者が行ってはならない知財権濫用行為を列挙し、判断基準を示している。

(1) 知的財産権の許諾の拒絶

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理

由なく、その知的財産権が生産経営活動の不可欠施設（中国語では「必需施設」、英語では「essential facility」⁵⁾）となっている状況において、他の事業者に対し合理的な条件による当該知的財産権の使用許諾を拒絶し、競争の排除・制限をしてはならない。行為の認定にあたっては、次に掲げる要素を考慮しなければならない（知財権濫用規定7条）。

①当該知的財産権が、関連市場において合理的に代替され得ず、関連市場における競争に参入する他の事業者のために必須であること。

②当該知的財産権の許諾の拒絶が、関連市場における競争又はイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者利益又は公共利益に損害をもたらすこと。

③当該知的財産権の許諾が、当該事業者に不合理な損害をもたらす得ないこと。

許諾の拒絶は、事業者が知的財産権を行使する一種の表現形式である。一般的状況において、事業者は競合相手又は取引相手と取引を行う義務を負わない。しかし、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく知的財産権の許諾を拒絶することは、市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限するおそれがある。具体的に分析するとき、①当該知的財産権の許諾を事業者（知財権者）が認めていたこと、②他の事業者が関連市場に参入するには、当該知的財産権の許諾を獲得しなければならないか否か、③知的財産権の許諾の拒絶が、市場競争及び事業者がイノベーションを行うことに及ぼす影響及び程度、④被拒絶者に合理的な許諾料を支払う意思及び能力等が欠如しているか否か、⑤事業者はかつて被拒絶者に合理的な申込みを提出したことがあるか否か、⑥知的財産権の許諾の拒絶が、消費者の利益又は社会公共利益に損害を与えるか否か等の要素を考慮する（知財権独禁指南16条）。

(2) 取引制限

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、以下に掲げる取引制限行為を実施し、競争の排除・制限をしてはならない（知財権濫用規定8条）。

①取引の相手方が、自らとのみ取引を行うよう制限すること。

②取引の相手方が、自らが指定した事業者とのみ取引を行うよう制限すること。

(3) 抱き合わせ販売

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、以下に掲げる条件に合致する抱き合わせ販売行為を実施し、競争の排除・制限をしてはならない（知財権濫用規定9条）。

①取引の相手方の慣例、消費習慣等に反し、又は商品の機能を無視し、異なる商品を強制的にパッケージ販売又は組合せ販売すること。

②抱き合わせ販売行為を実施することで、抱き合わせ販売商品の市場における当該事業者の支配的地位を被抱き合わせ販売商品の市場まで拡張し、抱き合わせ販売商品又は被抱き合わせ販売商品の市場における他の事業者による競争を排除・制限すること。

知的財産権に係る抱き合わせ販売とは、事業者による他の知的財産権の許諾、譲渡の受け入れ、又は他の商品の受け入れを条件とした知的財産権の許諾、譲渡を指す。知的財産権の一括許諾も抱き合わせ販売の形式の一種となる可能性がある。市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由がなければ、上述の抱き合わせ販売行為を通じ、競争を排除・制限するおそれがある。知的財産権に係る抱き合わせ販売が市場支配的地位を濫用する行為を構成するか否かの分析にあたっては、①取引相手の意思に背いたか否か、②取引上の慣例又は消費の慣習に合致し

ているか否か、③知的財産権又は商品の性質の差異及び相互関係を無視したか否か、④合理性及び必要性を有しているか否か（例えば、技術的互換性、製品の安全、製品の性能等を実現するために不可欠の措置等）、⑤他の事業者の取引機会を排除・制限しているか否か、⑥消費者の選択権を制限しているか否か等の要素を考慮することができる（知財権独禁指南17条）。

(4) 不合理な制限条件の付加

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程又は知的財産権に係る取引において、①取引の相手方に、その改良技術の独占的グラントバック又は排他的グラントバックを要求すること、②その知的財産権の有効性について取引相手方が争議を提出することを禁止し、又は知的財産権侵害訴訟を取引相手方が提起することを禁止すること、③許諾協定の期間の満了後に、取引の相手方が、知的財産権を侵害しない状況において、競合商品又は競合技術の利用を制限すること、④保護期間がすでに満了又は無効と認定された知的財産権につき、継続して権利を行使すること、⑤その有する知的財産権を取引相手方が実施することを制限し、競争関係を有する技術又は商品を取引相手方が利用し又は研究開発することを制限すること、⑥合理的な対価を提供せずに、取引相手方にクロスライセンスを要求すること、⑦取引相手方に第三者との取引を迫り若しくは禁止し、又は取引相手方と第三者との取引条件を制限すること等の不合理な制限条件を付加してはならない（知財権濫用規定10条、知財権独禁指南18条）。

上記②は、「不競争義務条項」と呼ばれるものであり、中国では、市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、不競争義務条項のような不合理な制限条件を付加してはならないものとされている。

欧米でも、中国と同様に、不競争義務条項に否定的な傾向が強い。例えば、米国の判例では、当初は、禁反言の法理により、ライセンシーは特許の無効を主張できないとされていたが、1969年のLear判決により、公共の利益のために特許無効の主張が認められると判示されて以降、不競争義務条項が無効とされている。ドイツでは、競争制限禁止法の2005年改正以降、欧州連合の競争法が適用され、契約上の不競争義務条項は、原則的に禁止されている⁶⁾。

ところが、日本では、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」により、不競争義務条項は、原則として、競争を減殺するおそれは小さいとされ、ライセンシーが権利の有効性を争った場合にライセンス契約を解除する旨を定めることは、原則として、不公正な取引方法に該当しないとされている。このように、日本では、中国や欧米とは異なる議論が展開されているといえる。日本企業としては、日本の独禁法やガイドライン等だけを見て、「不競争義務」は当然に適法なものだと安易に判断してしまい、その結果、外国の独禁法に基づき、違法と判断されてしまうおそれがあるので、注意が必要である。

(5) 差別待遇

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、知的財産権行使の過程において、同一条件の取引相手方に対し差別待遇をし、競争の排除・制限をしてはならない（知財権濫用規定11条）。

知的財産権に係る取引において、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、条件が実質的に同一である取引相手方に対して異なる許諾条件を実施する場合、競争を排除・制限するおそれがある。事業者が実行した差別待遇が、市場支配的地位を濫用する行為を構成するか否かの分析にあたっては、次に掲げる要素を

考慮することができる（知財権独禁指南19条）。

①取引相手方の条件が実質的に同一であるか否か。これには関連知的財産権の使用範囲、異なる取引相手方が関連知的財産権を利用して提供した商品に代替関係が存在するか否か等が含まれる。

②許諾条件が実質的に異なるか否か。これには許諾件数、地域及び期間等が含まれる。許諾協議の条項を分析する他に、ライセンサー及びライセンシーとの間で合意されたその他の商業的取決めの許諾条件に対する影響も総合的に考慮するものとする。

③当該差別待遇が、ライセンシーの市場競争への参入に対し、顕著に不利な影響を及ぼすか否か。

(6) 不公平な高価格での許諾

市場支配的地位を有する事業者は、その市場支配的地位を濫用し、不公平な高価格で知的財産権を許諾するとき、競争を排除・制限するおそれがある。市場支配的地位を濫用する行為を構成するか否かの分析にあたっては、①許諾料の計算方法、及び関連商品の価値に対する知的財産権の貢献、②知的財産権の許諾に対する事業者の承諾、③知的財産権の許諾履歴、又は対比できる許諾料の基準、④知的財産権の地域範囲又はカバーする商品範囲を超えて許諾料を受け取ること等を含む、不公平な高価格を招く許諾条件、⑤一括許諾を行うとき、保護期限が過ぎた又は無効の知的財産権について許諾料を受け取ったか否か等の要素を考慮することができる（知財権独禁指南15条1項）。

2. 7 事業者集中

「事業者集中」とは、合併、買収等の取引を指す。行おうとする事業者集中が「事業者集中の申告基準に関する規定」3条に定められる申告基準に達したと事業者が判断し、又は事業者

集中が上記の申告基準に達しないが、競争を排除・制限するおそれがあると事業者が判断した場合は、独占禁止当局に対する申告義務が当該事業者に発生する（「事業者集中の申告基準に関する規定」4条）。

知的財産権の譲渡又は許諾が、事業者集中を構成する可能性がある。事業者は具体的な分析にあたって、①知的財産権は独立の業務を構成するか否か、②知的財産権が前年の会計年度において、独立し且つ計算し得る営業額を発生させたか否か、③知的財産権の許諾の方式及び期限等の要素を考慮することができる（知財権独禁指南20条）。また、知的財産権に係る取決めが集中取引の実質的構成部分であり、又は取引目的の実現に対し重要な意義を有する場合、独占禁止当局は、事業者集中の審査過程において、独禁法27条に定められる要素と知的財産権の特徴を考慮する（知財権独禁指南21条）。

独占禁止当局が審査を経て、知的財産権に係る事業者集中の取引が競争を排除・制限する影響を及ぼし又は及ぼすおそれがあると判断した場合、関連取引は禁止される。但し、当該事業者集中が競争に対し生じさせる積極的な影響が、悪影響より明らかに大きいことを事業者が証明した場合、独占禁止当局は、事業者集中を禁止しないという決定を下すことができ、また当該事業者集中に制限的条件を付加したうえで禁止しない決定を下すことができる（独禁法28条、29条）。知財権独禁指南は、禁止しない決定が下される場合において付加される制限的条件につき、構造的条件、行為的条件及び総合的条件という3種類に分けて規定している（23～25条）。

2. 8 パテントプール

「パテントプール」（中国語では「專利聯營」）とは、2又は2以上の特許権者が、各自が所有する特許を、ある種の形式を通じて共同で第三

者に許諾する協定をいう。その形式は、当該目的のために設立される専門合弁会社でも、プールのいずれかのメンバー又は独立したいずれかの第三者への管理の委託でもよい（知財権濫用規定12条4項）。

事業者は、知的財産権行使の過程において、パテントプールを利用し、競争の排除・制限行為に従事してはならない。パテントプールのメンバーは、パテントプールを利用して、生産量、市場区分等の競争に関する敏感な情報を交換し、独禁法13条、14条に禁止される独占協定を合意してはならない。市場支配的地位を有するパテントプール管理組織は、正当な理由なく、パテントプールを利用して、以下に掲げる市場支配的地位の濫用行為を実施し、競争の排除・制限をしてはならない（知財権濫用規定12条）。

①プールのメンバーがプール以外で独立した許諾者として特許許諾することを制限すること。

②プールのメンバー又は被許諾者が独立して又は第三者と提携してプールの特許と競合する技術を研究開発することを制限すること。

③被許諾者に、その改良又は研究開発した技術をパテントプールの管理組織又はプールのメンバーに独占的にグラントバックすることを強要すること。

④被許諾者がプールの特許の有効性について異議申出をすることを禁止すること。

⑤同一条件のプールのメンバー又は同一関連市場の被許諾者に対して差別的待遇を実施すること。

⑥国家工商行政管理総局が認定するその他の市場支配的地位の濫用行為。

パテントプールは、通常、取引コストを引き下げ、許諾の効率を向上させることができるが、競争を排除・制限するおそれもある。具体的に分析するにあたっては、①事業者の関連市場におけるシェア・支配力、②特許が代替関係を有

する技術に関するものか否か、③メンバーの単独・対外的な特許許諾・技術研究開発を制限しているか否か、④商品価格、生産量等の情報を交換しているか否か、⑤クロスライセンスを行い、独占的・排他的グラントバックをし、不競争義務条項を締結し、及びその他の制限を実施したか否か、⑥不公平な高価格での特許許諾、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加、又は差別待遇等を実行したか否か等の要素を考慮することができる（知財権独禁指南26条2項）。

2.9 標準

(1) 標準の制定及び実施

事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ）の制定及び実施を利用し、競争の排除・制限行為に従事してはならない（知財権濫用規定13条1項）。

また、市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、標準の制定及び実施の過程において、以下に掲げる競争の排除・制限行為を実施してはならない（知財権濫用規定13条2項）。

①標準制定に参加する過程において、故意に標準制定組織にその権利情報を開示せず若しくはその権利の放棄を明確にしたが、その標準が当該特許に係った後に、当該標準の実施者に対しその特許権を主張すること。

②その特許が標準必須特許（当該標準を実施するのに不可欠な特許）となった後に、公平、合理的及び非差別的（FRAND）原則に違反し、許諾の拒絶、抱き合わせ商品の販売、又は取引時におけるその他の不合理な取引条件の付加等の競争の排除・制限行為を実施すること。

(2) 標準必須特許

標準必須特許とは、ある標準を実施するのに欠けてはならない特許を指す。

標準必須特許を保有する事業者が市場支配的

地位を有するか否かを認定するにあたっては、知財権濫用規定14条に基づき分析を行うほか、同時に①標準の市場価値、応用範囲及び程度、②代替関係を有する標準又は技術が存在するか否か（代替関係を有する標準又は技術を使用する可能性及び転換コストを含む）、③当該標準に対する業界の依存度、④当該標準の進化状況及び互換性、⑤当該標準に組み入れた技術が代替される可能性等の要素を考慮することもできる（知財権濫用規定27条1項）。

市場支配的地位を有する標準必須特許権者が、法院又は関連部門に関連知的財産権の使用を差し止める判決、裁定又は決定を下し、又は発布するよう申し立てることを通じ、ライセンサーにそれが提示した不公平で高額な許諾料又はその他の不合理なライセンス条件を受け入れるよう迫ることは、競争を排除・制限するおそれがある。具体的な分析をするとき、①交渉する双方の交渉過程における行為表現、及びそれが体現した真意、②関連標準必須特許が担う関連承諾、③交渉する双方が交渉過程において提示した許諾条件、④法院又は関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定又は決定を下し又は発布するよう申し立てたことが、許諾交渉に対して及ぼす影響、⑤法院又は関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定又は決定を下し又は発布するよう申し立てたことが、川下市場の競争及び消費者の利益に対して及ぼす影響等の要素を考慮することができる（知財権濫用規定27条2項）。事業者が不公平な高価格で標準必須特許を許諾したか否かについて分析するにあたっては、関連標準に合致する商品が担う許諾料全体の状況及びそれが関連産業の正常な発展に及ぼす影響を考慮することができる（知財権独禁指南15条2項）。

3. 市場支配的地位の濫用に係る独占禁止法違反訴訟の事例

3.1 序 論

2021年4月23日、日本のH社は、中国の寧波市中級人民法院から、寧波科田磁業有限公司（以下「寧波科田」という）への特許ライセンスの拒絶が中国独禁法における市場支配的地位濫用行為に該当すると判断され、「取引拒絶」の停止及び490万人民元の損害賠償を命じられた⁷⁾。

これまでに、中国で特許権者の行為が市場支配的地位濫用行為に該当すると認定された事件はいくつかあったが、いずれも、無線通信分野における国際標準に必須の特許（標準必須特許）に関連するものであった。例えば、①華為技術有限公司（ファーウェイ）が米国のInterDigital Technology Corporation, Inc. (IDC)等を訴えた独禁法違反訴訟において、深圳市中級人民法院（原審）及び広東省高級人民法院（上訴審）は、IDCが市場支配的地位を濫用し、独禁法に違反したと認定し、IDC等に対し、2,000万人民元の損害賠償を命じた事件⁸⁾、②国家発展改革委員会が、米国のクアルコムによる市場支配的地位濫用の独禁法違反を認定し、約60億人民元の課徴金を課する行政処罰決定を下した事件⁹⁾等があった。

ところが、今回の寧波市中級人民法院の判決（寧波市中級人民法院（2014）浙甬知初字第579号。以下「本判決」という）は、国際標準や国家標準等に組み入れられた特許（標準必須特許）ではない事案であった。本判決の理由によると、ある製品を製造するためにはH社の有する特許が必要不可欠であり、それが独禁法にいう「不可欠施設」に該当するというものであった。

本判決に対しては、判決内容についてのみならず、なぜ、第一審弁論終結日である2017年3月10日から判決日である2021年4月23日まで、

4年以上もの長期間を要したのかという点を含めて、多くの疑問がある。そこで、本判決の事案及び判旨を紹介し、検討することとしたい。

3. 2 本判決の概要

(1) 事案の概要

原告寧波科田は、2001年に設立され、登録資本金は9,000万人民币元である。焼結ネオジム永久磁石材料の研究、生産、応用開発に従事するハイテク企業であり、ネオジム関連特許を数十件保有する。2013年、寧波科田及び瀋陽中北通磁科技股份有限公司等6社は、焼結ネオジム産業に関する知的財産権紛争に対処するため、「レアアース永久磁石産業技術イノベーション戦略連盟」(以下「連盟」という)を共同で設立した。

被告H社は、東京に本社を置く日本企業であり、その製品には、磁性材料(焼結ネオジム永久磁石材料、フェライト永久磁石材料、アモルファス合金の軟磁性材料等)、磁石応用部品等がある。製品販売区域は、中国大陸を含めたアジア地区、米国、日本、EU等である。

1983年、日本のS社は、ネオジム永久磁石材料を発明した。それは高残留結束密度、高保磁力及び高最大エネルギー積を有し、且つ良好な動的回復特性に優れた性能を有しており、原料は十分であり、価格も廉価であった。S社は、日本、欧州、米国で特許出願した後も、多数の関連発明につき特許出願を行った。2003年、H社はS社を買収し、S社の焼結ネオジム特許技術を取得した。

2012年、H社は、米国で保有している4件の特許について、米国国際貿易委員会(ITC)に337条調査を申し立てた。H社は、中国のネオジム生産企業3社と実質的勝訴といえる和解をし、特許ライセンスをした。

H社は、世界で600件の焼結ネオジム特許を保有しており、中国では既に8社にライセンスしている。H社は世界で615件の焼結ネオジム

の特許を出願しており、基本的に世界の焼結ネオジムの主要市場をカバーしている。H社の特許は、成分、化合物、表面処理及び製造工程を広くカバーしている。北京中科三環高技術股份有限公司(以下「中科三環」という)は、1993年にS社及び米国ゼネラルモーターズの特許ライセンスを購入し、中国で初めてネオジム製品販売の特許ライセンスを有する磁石企業となった。2000年以来、中国にはS社の特許を購入したネオジム磁石企業が4社ある。H社の特許ポートフォリオには、焼結ネオジムの製造に必要な不可欠な一連の特許が含まれている。

(2) 寧波科田及びH社の特許ライセンス交渉等の経緯

本判決の認定によると、特許ライセンス交渉等の経緯は、以下のとおりである。

2014年3月14日：寧波科田を含む寧波市の企業7社の連盟は、米国弁護士に、H社と焼結ネオジムの特許ライセンス事項の交渉を委託。当該弁護士は、H社に、焼結ネオジムの特許ライセンスを取得したいという要望を示したレターを送付。

2014年3月17日：H社は、レターを受領した後、米国弁護士に委任して交渉を行うことを表明。

2014年4月：双方の弁護士は、秘密保持契約を締結。寧波科田の弁護士は、H社と特許ライセンスに関する直接交渉をしたいとの希望を表明。H社の弁護士は、H社はライセンスをする意思は全くないが、面談することはできる旨を表明。

2014年5月28日：寧波科田の弁護士は、H社の弁護士に対し、H社の特許ライセンスの姿勢を知りたいと連絡。H社の弁護士は、H社はライセンスするつもりはないことを再度表明。

2014年5月29日・30日：双方の代表者は、米国サンフランシスコ市で2日間にわたって会談

したが、成果なし。H社の弁護士は、H社がライセンスする意思がないことを再度表明。

2014年6月20日：H社は、7社の連盟企業の技術の詳細に関する質問リスト（製品サンプルの提供を含む144個の問題）を提出し、連盟企業に回答を求めた。連盟企業7社は、質問が製造工程の核心的技術に及び、技術漏洩を恐れ、「もしH社がライセンスを許諾する意思を表明すれば、会社はきちんと回答することができる」と表明したが、H社はライセンスする意思を示さなかった。

2014年7月～8月：交渉したが成果無し。

2014年10月22日：連盟企業7社は、H社に秘密保持協議の解除を通知。

2014年12月11日：寧波科田が本件訴訟を提起。

2015年2月13日：寧波科田は、メールで、H社に、引き続き特許ライセンスの件について協議を継続したい旨を通知。

2015年2月18日：H社は、メールで、寧波科田が特許ライセンスについて明確で具体的な要求をしていないため、回答することはできないと通知。

2015年3月9日：寧波科田は、メールで、H社に、「7日以内にFRANDに基づき特許ライセンスリストを提供する意思があるか否か明確に回答するよう求める。もしそうしなければ拒絶とみなす」旨のメールを、再度送付。これに対し、H社は、双方が取引の交渉段階に入る前に寧波科田が特許無効手続を申し立てたことは、誠実信用原則、商慣習に反するものであり、返答することはできないと回答。

2015年3月18日：寧波科田は、メールで、双方の特許ライセンスに関する交渉の経過を振り返り、明確なライセンス料に関する取引価格条件を提示したこと、他の取引条件の要求は他の会社と同一又は実質的に類似していたことを通知。

2015年3月20日：H社は、寧波科田が特許無効手続を申し立てたことは、誠実信用原則、商

慣習に背くものとして、しばらくはこの件についてやり取りを継続する必要はないと通知。

2016年5月29日：中国商務部が、H社と中科三環が共同で江蘇省に設立した中外合弁会社の事業者集中の申告を承認。

(3) 本判決の要旨

ア 本件の関連市場をどのように画定するか

本判決の認定によると、「関連市場」の商品範囲（競争関係が存在する商品又はサービスの範囲）については、①川上市場は、焼結ネオジム必須特許の特許ライセンスに関連する市場（H社が保有する主に第1類、第2類特許の特許ポートフォリオを含むライセンス形式で存在する）であり、②川下市場は、焼結ネオジム商品市場であるとされた。また、地域範囲（競争関係商品の関連する地域）は、全世界であるとされた。

イ H社が当該関連市場において市場支配的地位を有していたか否か

本判決において、H社は、関連市場における「市場支配的地位」を有していたと認定された。理由は、以下のとおりである。

①H社は、川上市場における価格その他の取引条件をコントロールする能力を有している。（特許権者として完全な市場シェアを有する。取引相手は、特許技術の精度及び広さにおいてH社に対抗できない。）

②H社は、他人が川上市場に参入するのを排除する能力を有する。（H社は、焼結ネオジムの製造に必要な特許を含む600件以上の焼結ネオジム特許により、関連市場の参入について有効にコントロールすることができる。）

③H社は、ライセンスを受けていないメーカーに対し、コントロールする能力を明らかに有する。（ライセンスを受けていないメーカーの製品を日本、米国等の国で販売することは難しく、また最終製品の目的地が不明確な川下

メーカーに供給することも難しい。)

④H社は、特許ライセンスで形成した契約関係を通じて、川下市場に強い影響を与える。(H社とライセンスを受けたメーカーの製品のシェアを合わせると、川下商品市場の著しく大きなシェアを占めている。)

ウ H社の行為は、市場支配的地位の濫用を構成するか否か

寧波科田は、本件においてH社が「抱き合わせ販売」及び「取引拒絶」の2つの行為により、市場における支配的地位を濫用し、独禁法17条に違反したと主張した。

本判決は、「抱き合わせ販売」への該当性については、寧波科田による十分な立証が無いことを理由に否定したが、「取引拒絶」への該当性については、肯定した。

「取引拒絶」について、本判決は、知財権濫用規定7条1項を引用する。その上で、知的財産権に関わる「取引拒絶」の要件につき、①訴えられた事業者が、特定の知的財産権を保有していることにより、関連市場における支配的地位を有していること(他の事業者が川下市場に参入するには、当該知的財産権者の許可を必ず取得しなければならないこと)、②訴えられた事業者が、適切な市場取引条件の下で、関連知的財産権をライセンスすることができるにもかかわらず、ライセンスを拒絶していること、③関連知的財産権のライセンスを拒絶することが、実質的に川下市場における競争を制限又は排除し、消費者の利益又は公共の利益を害するおそれがあること、④関連知的財産権のライセンスを拒絶することに、合理的な理由がないことであると判示した。

また、本判決は、「不可欠施設」の要件につき、①当該施設が、他の事業者が競争に参加するのに不可欠であること、②独占者が当該不可欠施設をコントロールしていること、③競合者は、合理的な努力の範囲内で同様の施設を複製でき

ないこと、④独占者は、競合者が当該不可欠施設を利用することを不合理に拒絶していること、⑤独占者が当該不可欠施設を提供することが可能であることであると判示した。

そして、本判決は、H社の特許が「不可欠施設」に該当するとした。理由としては、①当該特許は、焼結ネオジム企業が競争に参加するために必要不可欠なものであること、②H社は、知的財産権者として不可欠施設を独占的にコントロールしていたこと、③競合者は、合理的な範囲内で同様の施設を複製することができないこと、④寧波科田は、明らかにライセンス要求を提出し、且つ合理的な対価を支払う意思があった状況において、H社は競合者である寧波科田が当該不可欠施設を利用することを拒絶した事実が存在すること、⑤H社は、当該不可欠施設を提供し、特許ライセンスを与えることが可能であったこと(H社のライセンス拒絶には、合理的な理由がなく、寧波科田は大規模な同業事業者として、特許実施の条件を備えており、ライセンスを求める意思も積極的に示していた)が挙げられている。

さらに、本判決は、「寧波科田がH社特許に対し特許無効手続を提起したこと」を理由にライセンス拒絶すること(不爭義務条項)の適否について、検討している。本判決によると、本件事案において、H社の知的財産権の有効性に異議を唱える事業者は、特許ライセンスの候補リストから除外され、特許権の付与を得られないということになれば、多くの潜在的なライセンス取引相手が、H社の知的財産権に異議を唱えた場合の結果を予見して、H社特許の無効性に対する合法的かつ正常な異議の申立てを行うことが抑制されてしまう。H社のライセンス協議の過程におけるこのような行為は、取引拒絶の行為として、知的財産権濫用行為に該当する可能性がある。「不爭義務条項」が知的財産権ライセンスの前提条件を構成する場合、不合理

な取引条件の付加となり、事業者により市場における支配的地位の濫用になり、知的財産権濫用による市場における他の事業者に対する脅しとなり、正常な知的財産権の無効制度の運用に影響を与えるだけでなく、正常な特許異議申立てを強制的に減少させることにより、「不爭義務条項」を提出した事業者の市場支配的地位を不当に強固なものにし、技術革新を直接的に損ない、関連市場における競争を実質的に排除・制限するという影響があり、且つ消費者の利益又は公共の利益に損害を与えることになる。以上の理由により、本判決は、「寧波科田がH社特許に対し無効手続を提起したこと」を理由にH社がライセンス拒絶することは、市場支配的地位の濫用行為の一つである「取引拒絶」への該当性を否定するものではないと判示した。

エ 本判決の主文

1. 被告H社は、原告寧波科田に対する取引拒絶の独占民事権利侵害行為を直ちに停止せよ。
2. 被告H社は、本判決の発効日から10日以内に、原告寧波科田の経済損失490万人民元を賠償せよ。
3. 原告寧波科田のその他の訴訟請求を却下する。

3. 3 本判決に対する検討

(1) 本件紛争の背景及び本質

中国ではレアメタルが多く産出されており、寧波は中国で最も希土類磁石業者が集積している地方都市である。しかし、H社が焼結ネオジム特許を有しているため、H社のライセンスを受けなければ、高品質かつ安価の焼結ネオジム永久磁石を生産することはできないため、H社のライセンスを受けずに特許技術を実施する業者も少なからず存在していた。そこで、H社は、最も重要な市場である米国において特許を保護するため、H社のライセンスを受けずに製造された製品がH社の特許を侵害していると主張

し、米国ITCに訴訟提起し、勝訴した。その結果、欧米の顧客企業は、H社の正式なライセンスが製造した製品以外は、購入を避けるようになった。以上のような背景の下、今回の訴訟は、寧波科田が欧米の顧客企業に製品を輸出できなくなったために困った末、欧米への輸出を可能にするために提起されたものといえる。

ちなみに、中国においても、従来から、H社の正式なライセンスが8社あり、その中には、大手上場企業である中科三環も含まれる。今回の訴訟で寧波科田が勝訴したことから、将来、H社が寧波科田に特許ライセンスを行うと、正式なライセンス8社としては、競合企業が増加することになり、安売り競争が過熱化するおそれがある。その意味で、中科三環等の正式なライセンス8社にとっても、本判決は望ましいものではない。

(2) 本判決は、特許権の性質、特許権者のライセンスの自由、特許権者のインセンティブに対する考慮が不十分ではないか？

特許権が排他的な独占権という性質を有することに鑑み、特許権者が第三者へのライセンスを拒絶する行為は、(たとえ市場支配的地位を有する特許権者であったとしても、) 極めて特殊な限定的な状況においてのみ、独禁法違反の問題を生じるとすべきである。

本件事案は、標準必須特許ではない特許権のライセンスが問題となっている。標準必須特許ではない特許権の権利者は、ライセンスするか否か、誰にライセンスするか、そもそもライセンス交渉をするか否かを自由に判断・決定することができる。

また、特許権者は、膨大な費用を研究開発に投資した上で、生じた成果の一部に特許権を取得することができるにすぎないため、特許権の権利期間内に、研究開発投資に見合う経済的利益を確保する必要がある。もし、せっかく研究

開発に成功し特許権を取得しても、十分な経済的利益を確保できないのであれば、リスクを冒して多額の研究開発投資を行い、新しい技術を開発しようとは思わなくなり、その結果、特許制度を崩壊させ、技術開発が停滞することになりかねない。

(3) 本判決の「寧波科田及びH社の特許ライセンス交渉等の経緯」の認定は不当ではないか？

本判決の「寧波科田及びH社の特許ライセンス交渉等の経緯」の認定は、H社が市場支配的地位濫用行為を行った、という結論に繋がる事実を主に列挙しているが、H社の主張した重要な事実は採用されていない。即ち、①寧波科田は、複数回にわたって、公の場で、焼結ネオジム材料の独自の製造工程及び技術を有しており且つH社の特許技術を侵害していないと対外的に公言していた、②そこで、H社としては、「非侵害」との寧波科田の主張を確認するため、技術質問リストを寧波科田に送付したが、寧波科田は回答しなかった、という事実である。

しかし、本判決においては、とくに理由を示すことなく、上記のH社の主張した事実を認定しなかった。それどころか、本判決は、判決理由の中で、H社が、市場支配的地位を濫用して、寧波科田の有する製造技術情報及び営業秘密を意図的に入手しようとしたとまで認定している。本判決による事実認定には、疑問が残る。

(4) 本判決の「H社は関連市場における支配的地位を有する」との認定は不当ではないか？

本判決は、関連市場の商品範囲（競争関係が存在する商品又はサービスの範囲）について、①川上市場：焼結ネオジム必須特許の特許ライセンスに関連する市場（H社が保有する主に第1類、第2類特許の特許ポートフォリオを含む

ライセンス形式で存在する）、及び②川下市場：焼結ネオジム商品市場であるとしている。しかし、以下の疑問がある。

(1)「焼結ネオジム必須特許」なるものは具体的にどの特許のどの請求項を指すのかが明らかでない。

(2) 一口に「焼結ネオジム」と言ってもさまざまな品質のものがあるところ、H社の焼結ネオジム関連特許は、高品質の焼結ネオジム永久磁石の製造を対象としているが、そうでない焼結ネオジム永久磁石の製造はH社の特許を用いなくても可能である。現に、寧波科田自身も、対外的に、「焼結ネオジム永久磁石材料の独自の製造工程及び技術を有しており、且つH社の特許技術を侵害していない」と公言している。

(5) 本判決の「市場支配的地位濫用行為」に関する判断は不当ではないか？

本判決により判示された、①知的財産権に関わる「取引拒絶」の4つの要件、及び②「不可欠施設」の5つの要件は、中国の法令上の根拠は無く、本判決が独自に判示したものである。また、本判決は、知財権濫用規定7条1項を引用しているが、何故か、7条2項を引用していない。このように、本判決は、本来適用すべき規定を適用せず、また、中国の法令に規定されていない独自の判断基準を独自に設定している。本判決による法令適用及び判断基準には、疑問が残る。

(6) 本判決の「不可欠施設」に該当するという認定は不当ではないか？

「不可欠施設」については、中国だけでなく、米国、欧州等においても、独禁法・競争法の分野において、その適否、要件等が議論の対象となっている。

そもそも特許権等の知的財産権が「不可欠施設」に該当することがあるのかという疑問が生

じるが、一般的に、理論上は肯定されている。本判決は、知財権濫用規定7条2項を引用しておらず、独自の判断基準を設定して、結論を導いている。しかし、7条2項(一)乃至(三)の要素を適切に考慮することにより、H社の行為は取引拒絶にあたらないという結論を導き出せるのではないかと思われる。

(一) について

H社の特許は高品質の焼結ネオジム永久磁石の関連市場における当該磁石の製造に関するものであり、それ以外の磁石の製造は、H社の特許のライセンスを受けなくても可能であり、その意味で代替性がある。

(二) について

H社の特許ライセンス拒絶は、むしろ、高品質の焼結ネオジム永久磁石の研究開発を促し、イノベーションを活性化するものであり、その結果、消費者利益又は公共利益の向上にも繋がる。

(三) について

H社に特許ライセンスを強制することは、高品質の焼結ネオジム永久磁石の研究開発意欲を削ぎ、研究開発投資の回収を困難にさせ、H社に不合理な損害を生じさせるおそれがある。寧波科田が適切にランニング・ロイヤルティを支払うとは限らない。

(7) 本判決の「不爭義務」の捉え方は不当ではないか？

前述したとおり、中国では、市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、「不爭義務」条項のような不合理な制限条件を付加してはならないものとされている。このような「不爭義務」についての議論は、ライセンス契約を締結済みのケースが想定されているものと思われる。しかし、本件事案は、ライセンス契約の交渉中のケースであり、場面が異なる。

(8) 本判決に対する結論

以上に述べたとおり、本判決の判旨には疑問がある。本判決は、中国で特許権を有する他の日本企業にとっても、他人事ではない。本判決に従えば、(もちろん具体的事案の状況にもよるが、)中国企業から特許ライセンスを求められれば、事実上、拒否することはできないということにもなりかねないからである。本判決はH社により上訴されたため、最高人民法院の第二審判決が注目される。

4. おわりに

本稿では、中国の独禁法、知財権濫用規定及び知財権独禁指南に基づき、知的財産権について問題となる独禁法上の諸論点についての判断基準等を紹介した。また、市場支配的地位の濫用(特許ライセンスの拒絶)に係る独禁法違反訴訟(寧波市中級人民法院2021年4月23日判決)の内容及び問題点を検討した。

近時、中国では、独禁法違反企業に対する摘発が積極的に行われ、独禁法関連の訴訟も少なくないことから、日本企業が中国企業に特許ライセンスをする等、知的財産権に関する取引等を行うにあたっては、中国独禁法について十分に注意する必要がある。

注 記

- 1) 本稿にいう「中国」は、香港・マカオ・台湾を除く中国本土をいう。
- 2) 2020年以降、独禁法の改正が検討されており、2021年10月23日には「独占禁止法(修正草案)」が公表され、意見募集が開始された。但し、知財とはあまり関係が無い改正であり、本稿の内容には影響しないと思われる。
- 3) 従来、中国の独禁法の執行機関としては3つの機関があり、「商務部」(MOC)が事業者集中、「国家發展改革委員会」(NDRC)が価格独占行為、「国家工商行政管理総局」(「国家工商総局」と略されることもある)(SAIC)が非価格独占行為を担当するものとされていた。2018年3月の国務

院機構改革により、独禁法の執行権限は、新たに設立された「国家市場監督管理総局」(SAMR)に統一された。なお、2021年11月18日には、国家反独占局(中国語では「国家反壟断局」)が発足した。

- 4) 知財権濫用規定の2020年改正は、管轄部門名を変更しただけであり、他の変更はない。
- 5) 「不可欠施設」とは、先行する既存事業者が保有し、事業を行う上で不可欠の要素であって、新規参入者が重複投資することが實際上不可能なものをいう。例えば、地域通信網、光ファイバ網、送電線が挙げられる(波光巖・栗田誠編『解説独占禁止法』(青林書院、2015年) p.332)
- 6) アン・ヒョジル「特許実施許諾及び譲渡契約に

おける不爭義務についての韓国、日本、米国及びドイツ間の比較分析」

https://www.iip.or.jp/pdf/fellow/detail07j/19_14.pdf

- 7) <https://www.shangyexinzhi.com/article/3699551.html>
- 8) 遠藤誠『中国における技術標準と特許をめぐる最新動向と日本企業の戦略』(日本機械輸出組合、2018年) pp.93~99
- 9) 前掲注8) pp.100~102

(URL参照日は全て2021年12月10日)

(原稿受領日 2021年12月13日)

